

## 第2回水資源の保全に関する基本指針策定専門委員会（H25.5.9）における主な意見等

| 項目                            | 意見等   | 対応（案）  |
|-------------------------------|---|--|
| 1（2）<br>用語の定義                 | ○「松本、伊那、佐久、善光寺平の区域」について、広い捉え方をした中にも、詳しく見ると山間地の特徴を持っている箇所などかなりあるので、表現を正確にした方が、誤解がなくなる。   | ○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。  |
| 2<br>水資源保全地域の指定に関する事項（全般的な事項） | ○平地の取水地点の場合、水資源保全地域に指定したときに、宅地、雑種地、山林、保安林などの扱いをどうするか、市町村の方で悩むと思う。特に、宅地については、土地取引件数が多いため、3か月前の事前届出制が規制の強化になるため、もう少し、議論して整理する必要がある。   | ○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。また、届出対象となる土地取引等に面積要件を設けることとしました。（詳細は2ページのとおり） |
| 2（2）<br>区域設定の考え方              | ○地下水の水源に係る取水地点が山間地である場合について、基本的には、水源の地形、地質といったものを考慮した上で、適切な範囲を決めるべきであるので、それが困難である場合はみなすことができるというような表現の方がよいと思う。また、集水区域から外れる場合も漏れがないようにするため、基本的には帯水層、地質、地形等を考慮した上で、適切に設定し、その上で困難な場合という表現の方がよいと思う。<br>○アからエまでの全てに、「取水地点に対する水源地域の全部を基本とする。」と記載されているが、技術的な表記について整理してほしい。 | ○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。<br><br>○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。                 |

| 項目                                  | 意見等  | 対応(案)  |
|-------------------------------------|--|--|
| <p>2(4)<br/>水資源保全地域から除外する区域の考え方</p> | <p>○市街化区域以外の都市計画区域において、既存宅地については、全てが届出対象となるので、例えば、開発許可に該当するもの(3,000㎡以上)については、除外してもよいのではないか。また、小規模宅地について、全てが届出対象となると指定の申出をする市町村にとって、大変であると思う。</p> <p>○農地法は、現況が農地で機械的に農業委員会による事前把握ができるため、水資源保全地域に指定しなくてもよいが、それ以外は、利用目的が別途定められているから、水資源保全地域に指定しないという理由には、無理がある。</p> <p>○この条例は、事前に所有者が誰であるか、把握したいという入口の規制になるが、土地売買の件数が多く、3か月前の届出が大変であることをもって、除外すべきでなく、市町村の判断で除外できるなど別の理由が必要である。</p> <p>○土地取引の件数が多いと、市町村にとっては、除外する区域を広く取りたいと思うが、一定の面積以下のものも市町村と県との協議の中で、除外できる形があると、除外する範囲をある程度少なくできると思う。</p> <p>○平場の場合は、水資源保全地域に指定されても、市街地と農地が除外されると、区域のほとんどが除外されることになり、市町村が指定の申出をためらうのではないかと思う。</p> <p>○除外することが全面に出ると、市町村は広く除外をした方がよいという心理に働きやすいので、基本指針の中では、むしろ水資源保全地域を指定して守っていこうということを全面に出した方がよいと思う。</p> <p>○条例上、水資源保全地域の指定は、市町村の考えで申出ができるため、ア(市街化区域、用途地域)とウ(アに準じた区域)の規定は不要である。</p> | <p>○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。また、届出対象となる土地取引等に面積要件を設けることとしました。</p> <p>【面積要件】<br/>森林：要件なし(全て届出対象)<br/>森林以外：500㎡を想定(それに満たない場合は届出不要)</p> <p>【一団の土地】<br/>規定しない方向で調整助言、立入調査等により事後的に対応する。</p> <p>【分筆への対応】<br/>規定しない方向で調整助言、立入調査等により事後的に対応する。</p> |

| 項目                  | 意見等  | 対応(案)                        |
|---------------------|--|------------------------------|
| 3<br>土地所有者等の配慮すべき事項 | <p>○自家消費は、農業用、工業用も含めているのか不明である。また、採取した水を所有地外に運び出す行為は、ジュース、お茶、水を使った加工食品なども含めているのか不明である。</p>   | <p>○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。</p> |
|                     | <p>○土地を大規模に深く掘り下げ地形を変えてしまう掘削、大量の土地を運び出すことによる地質の変更、透水性の高い良質な土を移動させ、粘土質の土等透水性の低い地質への変更なども具体的に盛り込んでもらえないか。</p> <p>○「敷地の大部分を難透水性の舗装で覆う行為」に加え、「水資源保全地域内では、透水性を損なうような行為をしないようにする。」というように記載すると、地下水の涵養につながる。</p>   | <p>○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。</p> |
|                     | <p>○水資源保全地域の中で、荒れた森林についてしっかり維持・管理していくと明記しないと森林を対象とした売買につながる可能性があり、修正前の(3)については、森林の水源涵養維持・向上のために必要であると思う。</p> <p>○森林について、善良な管理の下で維持機能に努めるということであるが、例えば、土砂災害が生じた場合も個人の責任で管理するのか。修正前の(3)のように、県及び市町村と協力して保全すべき手段を講ずるべきではないか。</p> <p>○専らしてはならないという消極目的の規制の指針が記載されているが、水源涵養機能の向上のために、積極目的の指針が一つなくなってしまうので、表現を変えても、修正前の(3)を復活させた方がよい。</p> | <p>○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。</p> |

| 項目  | 意見等  | 対応(案)   |
|-----|--|---|
| その他 | ○前回の叩き台と比較すると、市町村の決定する範囲が広がり、市町村の独自性が尊重されたと思う。   | ○修正なし   |
|     | ○地下水の取水規制に係る条例がない市町村又は理念条例である市町村にとっては、水源地域が保全されるための事前届出制は効果がある。他方、地下水の取水規制(許可制)がある市町村にとっては、どこまでメリットがあるのか分からない。また、山間地に水源地域がある場合などは、メリットがあると思う。          | ○修正なし   |
|     | ○市町村の条例の有無、条例の内容によって、若干、市町村の対応も変わってくると思う。  | ○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。                                 |
|     | ○今回、問題になっていることは、土地所有をどうするかではなく、水資源をどうするかということである。県がやらなければならないことは、広く水資源保全地域の指定をすることで、水資源の保全に懸念のある市町村は、独自に条例による取水規制により水資源を保全する必要があるという二つのスキームからできていると思う。 | ○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。また、届出対象となる土地取引等に面積要件を設けることとしました。 |
|     | ○水資源保全地域の指定後に地権者に周知することになるが、北海道の例では、郵送により通知するが宛先不明で戻ってくる。この所有者不明の問題は、全国な問題であり、この条例の肝にもなる。水資源保全地域の指定をした先の効果も考えながら、この基本指針の策定を考える必要がある。                   | ○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。                                 |
|     | ○見えない脅威から水資源を保全するため、所有者の変更、新たな賃借権の設定等取引の実態が把握できるように条例を作るということが出発点であり、この条例は、所有規制の一面がある。   | ○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。                                 |
|     | ○この基本指針では、規制をかけたいのか、届出をさせたいのかということがよく分からない。  | ○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。                                 |

| 項目  | 意見等   | 対応(案)  |
|-----|---|--|
| その他 | <p>○平場の地下水から広範囲に取水している市町村にとっては、この基本指針では、形式的に水資源保全地域の指定をしても対象となる土地が極めて広くなり過ぎて困る、又は適用除外により極めて狭くなって実質的に何の効果もないことになる。</p> <p>○平場の場合は、所有者不明の問題はそれほどなく、山間地では、所有者不明ということもあり、外国資本等による森林買収も懸念されるが、逆に取水地点がなく、水資源保全地域に指定されないという点が問題である。</p> <p>○県景観条例の考え方を参考にすると、市町村に水資源を保全する条例がある場合には、県の条例から外れるという考え方も、市町村にとって利用しやすい基本指針になる。</p> <p>○水資源保全地域の指定の申出をするか否かは、市町村に委ねられている。条例は制定されており、今から景観条例の考え方を盛り込むことは、困難である。</p> | <p>○ご意見を踏まえて修正し、素案としました。また、届出対象となる土地取引等に面積要件を設けることとしました。</p> |